

諸山は仁王あれた龍宮の仁王は瑞雲とい
な——末社あり六所といふ庄内六所の式社
を多るといふ壬午國費といふ別當地蔵の仏
像一尊を安んずる法の事なり社家六月一
日より壬午（獅子殿）を渡——同十は日晩六
所の神あり（渡——十又日と云）社はおめて神
事渡り法人群集檀の園を引ぐと——云
人曰る年祀以前社僧の斗ひと——て神祇
を罷出せ——に此類長——て老翁の取て
ありと——と云其後の位僧酒田より密に仏

師を以て仏像は刻座——新入新付——て
安んずる被仏師子孫に渡りといふ罷出
のころ神祇をおんを——人十ヶ年以前——
死せ——と云神壇三ツを齋物六ありと云
子年ふも及べ——中ハ事代主命なり左
ハ何の神や云る人なり——云人大忌毘沙の
なりといふ大己貴事代主の法父なれをお
成し祀なり——と云右田は久忌免と云ふ
地ありに似たり

三代実録十之卷曰貞觀七年五月五日以